

北島町へ転入された方へ



北島町のHPでも確認出来ます。

転入に伴う主な手続きは次のとおりです。

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

ことから	担当課	手続き内容と必要な書類等
国民健康保険に加入される方	1階 健康保険課 TEL (088) 698-9805	前住所地に引き続いて国民健康保険に加入される方、または他の健康保険に加入していない方は、北島町国民健康保険に加入の手続きをしてください。 * 国民健康保険税に関することは、税務課(TEL088-698-9803)にお問い合わせください。
後期高齢者医療制度にご加入の方		県内からの転入の方は、手続きの必要はありません。後日、後期高齢者医療被保険者証をお送りします。
介護保険に関すること(65歳以上の方)		県外からの転入の方は、他県の広域連合が発行する「負担区分等証明書」等を提出してください。後日、後期高齢者医療被保険者証をお送りします。 65歳以上の方で要支援・要介護認定を受けていない方は、とくに手続きの必要はありません。後日、介護保険被保険者証をお送りします。
各種検診の受診券交付		要支援・要介護認定をお持ちで、前住所地の市町村窓口にて交付される「受給資格証明書」をお持ちの方は、窓口へ提出してください。後日、介護保険被保険者証をお送りします。
印鑑登録をされている方		20歳以上の方は交付ができますので、お問い合わせください。
マイナンバーカードをお持ちの方	1階 住民課 TEL (088) 698-9804	印鑑証明書が必要な方は、新たに印鑑登録が必要です。 マイナンバーカードをお持ちください。継続利用の手続きが必要です。 * 転入届を提出してから、継続利用の手続きをせずに90日を経過すると、カードが失効となります。失効すると、再発行の際に手数料が発生します。
原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車をお持ちの方	1階 税務課 TEL (088) 698-9803	前住所地で標識の返還ができていない場合、標識の返還と北島町での新標識の取得の手続きを行ってください。
軽自動車(三輪、四輪)をお持ちの方		* 市町村の窓口では手続きできません。 手続きに関しては徳島県軽自動車協会(TEL088-641-2010)または、前住所地の軽自動車協会にお問い合わせください。
軽二輪(125cc超250cc以下)、小型二輪(250cc超)をお持ちの方		* 市町村の窓口では手続きできません。 手続きに関しては四国運輸局・徳島運輸支局(TEL050-5540-2074)または、前住所地の運輸局にお問い合わせください。
妊娠中の方	子育て 支援課 TEL (088) 698-8909 (保健相談センター内)	「妊婦健康診査受診票」「新生児聴覚検査受診票」をお持ちの方は、差し替えが必要です。
予防接種予診票交付		母子健康手帳をお持ちください。接種歴を確認し、予診票を交付いたします。

妊娠中の方や予防接種未接種の方、乳幼児健診がお済みでない方は、お手数ですが、保健相談センター(役場裏)までお越しください。

【裏面もご覧ください】

ことから	担当課	手続き内容と必要な書類等
児童手当を受給されている方	子育て支援課 TEL(088) 698-8909 (保健相談センター内)	<p>転出予定日(転出届に記載した異動日)から15日以内に児童手当担当窓口にて手続きが必要です。(15日を過ぎて申請した場合、原則として、申請の翌月分からの支給となります。)</p> <p>届出に必要なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 請求者の健康保険証の写し(又は年金加入証明書) 2. 請求者名義の金融機関口座が確認できるもの(預金通帳など) 3. 請求者及び配偶者の個人番号が分かるもの 4. 請求者の身元確認書類(運転免許証など) 5. 請求者及び配偶者の児童手当用所得証明書(又は所得・課税証明書) ※5.の書類はマイナンバーを用いた情報連携で確認できる場合は省略できます。 <p>※ご家庭の状況に応じて必要書類が異なりますので、詳細については子育て支援課までお問い合わせください。</p>
児童扶養手当を受給されている方		<p>住所変更届が必要です。前住所地での児童扶養手当証書と受給者の本人確認書類(運転免許証など)、口座確認ができるものをお持ちください。</p>
0歳から満18歳に達する年度末までのお子様がいいらっしゃる方 (子どもはぐくみ医療費助成制度)		<ol style="list-style-type: none"> 1. お子様の健康保険証の扶養者の方の本人確認書類(顔写真付きのもの) 2. お子様の健康保険証 3. 扶養者(上記1.)の個人番号がわかるもの【注1】 <p>※【注1】については子育て支援課までお問い合わせください。</p>
認可外保育施設を利用されている方		<p>◆子育てのための施設等利用給付◆企業主導型保育事業利用の認定を受けている方は、北島町で新たに申請が必要です。 必要書類受付日からの認定となりますので、子育て支援課までお問い合わせください。</p>
「児童館登録児童」を希望される方	1階 社会福祉課 TEL(088) 698-9802	<p>就労等で昼間留守家庭の児童(小学1年～4年生)に対し、放課後等に児童が集団で過ごす場を提供しています。 詳しくは児童館にお問い合わせください。 ※事業内容についてのリーフレットを、社会福祉課に備え付けてありますのでご覧ください。</p>
特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方		<p>住所変更の手続きが必要です。 場合により必要な書類が異なりますので、詳しいことはお問い合わせください。</p>
重度心身障害者等医療費助成を受けていた方		<p>新たに申請が必要です。 必要書類については、個人番号や同意書、委任状も含まれますので、詳しいことはお問い合わせください。</p>
自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療・育成医療)をお持ちの方		<p>新たに申請が必要です。 社会福祉課までお問い合わせください。</p>
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		<p>住所変更届が必要です。 手帳と個人番号のわかるものをお持ちください。 ※手帳の種類等により必要な書類が異なりますので、詳しいことはお問い合わせください。</p>
ごみ分別カレンダーの配布について	2階 まちみらい課 TEL(088) 698-9806	<p>次の冊子を配布します。 ・わが家のごみ分別カレンダー ・北島町ごみ分別ガイドブック ごみ出しルールを守って、ごみ出ししてください。</p> <p>* なお、ごみ出し方法の確認とごみ収集開始日の連絡を清掃センター(Tel088-698-4052)にお願いします。</p>
犬を飼っている方		<p>犬の飼い主や住所が変わる場合は、届出が必要です。 既に登録されている市町村の鑑札を持って、まちみらい課の窓口にて申請をしてください。北島町の鑑札と交換させていただきます。</p>
小・中学校に転入学(転校)する児童生徒がいる方	4階 教育委員会事務局 TEL(088) 698-9812	<p>教育委員会事務局へお申し出ください。 ・転校前の学校で発行してもらった『在学証明書』と『教科書給与証明書』は指定された学校に提出してください。 ・転入するが、特別な事情により引き続き同じ学校への通学を希望する場合は、前住所の教育委員会へお問い合わせください。</p>
新たに水道をお使いになる方 (ご希望日の3日前までに手続きしてください。)	4階 水道課 TEL(088) 698-9810	<p>水道使用開始(名義変更)届が必要です。また、口座引落をご希望の方は、口座振替依頼書をご提出ください。 ただし、アパート等は届出が不要な場合があります。ご不明な場合はお問合せください。</p>

【裏面もご覧ください】